

小中学校等防犯対策施設整備工事設計業務委託 特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称

小中学校等防犯対策施設整備工事設計業務委託

2. 目的

本業務は、学校施設の防犯対策強化を目的に、防犯カメラ設置及び門扉改修を行う。

3. 計画施設概要

(1) 対象施設

・市内全小・中・義務教育学校

小学校 17校、中学校 8校、義務教育学校 2校

(2) 建設の条件

・概算工事費：242,418,000円

(内訳：防犯カメラ設置 110,781,000円、門扉改修 131,637,000円)

・予定工事期間：令和6年10月～令和7年3月

4. 履行期間

・履行期間：契約日の翌日から令和6年8月20日まで

5. 提案上限額

39,204,000円（消費税及び地方消費税含む）

II. 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるものとし、発注者及び受注者の協議によって決定する。

1. プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

(1) 業務実施体制

受注者は、プロポーザル方式による手続を経て設計業務を受託した場合には、提案された履行体制により当該業務を履行する。ただし、変更すべき事由が生じた場合においては、監督員との協議によって決定する。

(2) プロポーザル時に提案された技術提案の内容

プロポーザル時に提案された技術提案書の内容について、本業務の特記仕様書に反映する事項は、監督員との協議により決定する。

2. 設計業務の内容

市内全27校の学校へ防犯カメラの設置及び門扉の改修を行う。

- ・各校 防犯カメラ及び付属設備の設置 3か所
- 門扉改修 2か所
- 囲障改修
- アスベスト調査

(1) 設計と条件

○防犯カメラ設置工事

- ・対象となる各学校へ屋外ドーム型防犯カメラ3台を設置し、校舎を出入りする人物の映像を取得する機器であること。防犯カメラ設置箇所は児童生徒昇降口に2台、職員玄関に1台を予定している。
- ・通信回線はケーブル等の有線により接続可能な方式にすること。
- ・通信回線を通じ各学校の職員室のPCから防犯カメラの映像を取得できること。
- ・PCは収集される映像情報のモニタリング、防犯カメラの制御及び映像が記録された媒体等に蓄積された映像情報を再生、検索する装置で、外部記録媒体に記録できる機能を有すること。

○門扉及び囲障改修工事

- ・原則、門扉は各学校の正門及び副門の2か所の改修とする。
- ・既存門扉形状は両開きタイプ、引戸タイプ、アコーディオンタイプがあり、現状門扉が無く、敷地内に自由に出入りできる場所については、新規設置を検討している。
- ・老朽化したフェンスの改修を検討している。

○共通

- ・改修内容は文部科学省の国庫補助制度の規定を満たす設計とすること。

(2) 実施設計の内容

○建築（意匠）実施設計に関する標準業務

○電気設備実施設計に関する標準業務

○アスベスト調査

JIS A 1481-1に準拠しアスベスト含有調査を実施すること

調査箇所 27箇所（1校3箇所×27校）

(3) 積算業務

（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、設計書内訳の作成等）

○建築積算

○電気設備積算

○その他積算

(4) その他

○現地調査

○概略工事工程表の作成

○学校との打合せに必要な資料作成及び出席

○その他、会議等に必要な資料の作成及び出席

3. 業務の実施

(1) 適用基準等

本業務は以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設的设计内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。特記仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者が協議して決定する。

a. 建築

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

b. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 建築工事見積書標準書式（建築工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

c. 設備

- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準

d. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
- 公共建築工事見積書標準書式（設備工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

	⑤ 見積等関係資料 ⑥ 工事費内訳書 ⑦ 営繕工事積算チェックマニュアル ○電気設備積算 ⑧ 電気設備工事積算数量算出表 ⑨ 電気設備工事積算数量調書 ⑩ 単価作成資料 ⑪ 見積等関係資料 ⑫ 工事費内訳書 ⑬ 営繕工事積算チェックマニュアル	適宜 適宜
その他	○概略工事工程表 ○各種データ ○法令チェックシート ○製本図面 A3サイズ2つ折り (防犯カメラ改修工事 18冊、門扉改修工事 18冊)	適宜 2部 適宜 2部 適宜 2部 計 36冊

(注)：建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

：工事内訳書の作成は、営繕積算システム RIBC 2 による。

：設計図は適宜追加してよい。

(3) 積算に用いる個々の材料価格、仮設材賃料、材工単価については原則として（一財）経済調査会及び（一財）建設物価調査会で発行されている価格情報誌によることとし、両誌の平均単価を採用することとする。単価が価格情報誌に掲載されていない場合や現場条件に応じて積算条件が不適当と監督員が判断する場合は、製造業者のカタログ価格又は見積りを収集し、価格を決定することとする。なお、見積りは、原則として3社以上から徴収し最低価格を採用することとする。ただし、採用単価優先順位として①公共単価②価格情報誌③製造業者のカタログ価格又は見積りの順番とする。

(4) 成果品の提出について

成果品提出時は、設計書及び図面等の設計内容の総合的な説明を発注者へ行うこと。

電子データについては各成果物等をDVD-R又はCD-Rにまとめ提出とし、図面データについては jww 形式及び pdf 形式、各種算出書等は xlsx 形式及び pdf 形式を基本とする。

(5) 設計審査について

本業務は那須塩原市総務部契約検査課が実施する設計審査の対象となるため、設計審査において、指摘のあった事項について設計図書の修正を求められた場合は対応すること。なお設計変更の対象とはしない。

(6) 会計検査等対応

業務完了後、本市の監査、補助金検査のある場合、資料の提出及び検査当日の立会を求めることがある。